

論文審査の結果の要旨

氏名：張 倩 (ZHANG QIAN)

博士の専攻分野の名称：博士 (芸術学)

論文題名：中国とハリウッドの映画交流に見る「中国人イメージ」の形成と変遷

－ 人種、性別、アイデンティティ－

審査委員：(主査) 教授 鳥山正晴

(副査) 教授 齊藤裕人

教授 志村三代子

本論文は、ハリウッド映画の中国／中国人イメージの形成とその変遷を明らかにすることから始め、その要因は中国とアメリカの「人種、社会、政治」の交錯によるものであることを、歴史的背景を紐解きながら明らかにしている。そして、世界を席卷しているハリウッド映画の影響下の中で、その中国人イメージが中国映画にどのような影響をもたらしたかを詳細に検証、分析した論文である。

本論文は主に二つの分析軸から構成されている。一つ目は、映画の草創期から1950年代までのハリウッド映画に描かれた中国人に焦点をあてており、アメリカでの中国人移民の問題、政治的関係がいかに関わりハリウッドの娯楽映画に影響を与えたのかについて論じられている。具体的には、初期の「フー・マンチャー」「チャーリー・チャン」シリーズ映画での偏見と優越的視点からのステレオタイプとして中国人イメージ、アジア・太平洋戦争期のアメリカと中国の「正義の盟友」像を経て、冷戦期では「東洋悪魔」としての他者イメージに再び変化の様が分析されている。

二つ目は、中国映画の分析である。1930年代のハリウッドに影響を受けた上海を中心とする中国映画、中華人民共和国の建国以降の国産映画が祖上にあがり、ハリウッドに代わってソ連映画が奨励されながらも、撮影技法などは依然としてハリウッド映画が参照されていたことを明らかにしているなど、一枚岩ではなかった中国映画の特徴が検証されている。また、アジア・太平洋戦争期の日本映画における中国人像が参照されており、中国人のステレオタイプが、米中にとどまらず他国でも同様のイメージを帯びていることを考察している。そして1980年代から1990年代までの第五世代の映画は中国の民俗風習を大胆に取り入れているが、それはこれまでの中国人イメージを反復している結果であることを明らかにしている。

本論文の構成は三部に分かれ、それぞれが二章ずつになっている。

第一部は、1900年から中華人民共和国成立までのハリウッド映画の中国人イメージと、それが1920年代から1930年代の中国映画草創期に与えた影響を考察している。

第一部・第一章は、ハリウッドでは「義和団の乱」報道と「中国人排斥法」を背景として、中国人のステレオタイプを強化し差別的イメージであったことを、邪悪な「フー・マンチャー」、アメリカの価値観に溶け込んでいるが権力と文化に屈従している「チャーリー・チャン」の両映画シリーズを検証することで明らかにしている。さらにアジア・太平洋戦争が近くなると映画『大地』(1937年)がハリウッドで作られ、政治的文脈で「友好的で勤勉な中国人」が描かれたが、西洋の技術と文化的優越感が依然として強調されていた、と論じている。

第一部・第二章は、1920年代から1930年代の上海を中心とした中国映画における中国人イメージの変化と、西洋の技術とハリウッド映画文化の発展が中国映画にもたらした影響を論じている。その時期の中国人イメージは「田舎者」と「都市人」との間で揺れる葛藤に革命者の性質が加わると同時に、現代化と工業化に対する中国社会の渴望と焦り、娯楽と政治、伝統と現代、集団と個人の間を行き来し、「現代思想・技術」と「伝統文化」の衝突、「政治・イデオロギー」と「大衆文化」の矛盾がもたらすアイデンティティへの不安を表していると分析している。それらを総合すると、当時の中国映画は社会や文化を反映しているだけではなく、革命と啓蒙のための「武器」でもあったと論じ、中国人イメージは西洋の外来文化の影響を受けたが、中国映画は西洋文化を取り入れると同時に自らの文化を考え直し、中国映画の民族主体性

の基盤となったと結論づけている。

第二部は、新中国成立から文化大革命が始まるまでの、いわゆる「十七年映画」期について、「中国映画とハリウッド映画の対立」と「中国映画の中国人イメージの変化」を中心に考察している。

第二部・第一章は、「観客の批判」、「宣伝画」、「政策によるハリウッド映画の制限と追放」を取り上げ、中華人民共和国成立初期において、政治との関係から中国とアメリカの映画交流に何が起っていたかを解明している。新中国政府がハリウッド映画禁止に至る経緯の詳細と、その時期のソビエト映画の影響を考察し、映画館と映画会社の従業員たちがハリウッド映画の公開を拒否したという事例をあげ、それは新政権の要求だけではなく、進歩的大衆の呼びかけでもあったと述べ、「ハリウッド追放運動」は国産映画が発展する途上で新しいスタイルの形成を促進し、その後の中国「十七年映画」の創作に独自の方向性をもたらしたと論じている。また、ハリウッドの中国人イメージについて、政治的文脈で変化し、邪悪な「フー・マンチュウ」のイメージから、友好的で勤勉な『大地』の中国人イメージに変化したものが、新中国成立で「赤禍」イメージに変化してしまう。これは、西洋文化が権力を誇示し、イデオロギー闘争になってしまった結果であると論じている。

第二部・第二章は、「十七年映画」の中のキャラクター創造と俳優イメージを分析し、男性俳優は「知識人」から「工農兵」、「左翼青年」から「革命戦士」にキャラクターが変化したことを検証している。そして女性俳優は、西洋の価値観による「モダンな女性」を体現していたが、新中国の成立とともに社会主義国家建設が推進される中で、「模範的な労働者」へと移行し、「洋服」から「人民服」に変化した。この労働模範の女性イメージは、勇敢さ、そして奉仕的な姿勢を強く示し、新中国が国民の意識や価値観を形成・強化する上での重要な手段として活用されてきた。映画の中で描かれる「社会主義の事業に奮闘する女性」は、中国の女性たちがどのように社会主義の建設に参加すべきかを示し、新中国の理想的な国家像の構築に寄与したと論じている。

第三部は、ハリウッド映画に影響された日本映画の中国人イメージ作りを、ハリウッド映画と日本映画を比較分析することで明らかにし、ハリウッドの中国人イメージが中国第五世代の映画に対する影響について考察している。

第三部・第一章は、日本の中国に対するオリエンタリズムの存在を証明し、「西洋のオリエンタリズム」との違いについて分析している。その違いを検証するために、国際恋愛をテーマとする満映作品『支那の夜』(1940年)とハリウッドの『恋の睡蓮』(1922年)を比較している。両作品はいずれも植民地時代を背景に作られており、異国恋愛のストーリーで女性と植民地主義の見方を伝えている。二人の女性主人公の運命を比較し、日本のオリエンタリズムは西洋オリエンタリズムの派生であり、中国が日本にとっての「東洋」と見なされていることを論じている。そして映画に本質的に埋め込まれ反映されている国家と民族の政治的関係は、巧妙に植民地物語の中に隠されており、通常政治宣伝では実現できないようなインパクトを中国と日本の民衆に与えた、と述べている。

第三部・第二章は、中国第五世代の映画における中国人イメージ、および中国イメージに焦点を当て、三つの側面から分析を行っている。一つ目は、第五世代の映画の女性キャラクターと家父長制や伝統的制度との矛盾及び自由と愛への追及。二つ目は、中国の家族制度と民俗伝統をどう捉え中国の文化の特徴を表現したか。三つ目は、第五世代監督たちは中国の民俗と国家運命についてどのように考えているのか。中国第五世代の映画は、中国の古い民俗風習を表現することで、大衆の好みに同調するだけでなく、民俗・歴史における人間性の抑圧と禁固から醜く歪んだ一面を発掘している。これらの作品は西洋の観客たちの好みを満たしたと同時に中国の観客たちに自らの文化を反省するきっかけを与えたと分析している。中国第五世代の映画は、中国の映画界にかつてないほど世界での高評価と関心をよんだが、映画の中に表現された民俗文化は伝統に対する中国人の姿勢の再考を施し、観客に対して世界的な状況の中で中国人イメージの意味と価値を考え直させ、探究させることを働きかけた、と論じている。

結論では、これまでの研究から、ハリウッドによる中国人イメージはさまざまな要因によって変化し繰り返すが、中国に対する偏見は終始貫かれており、中国は常に邪悪で立ち遅れた国で、西洋文明に劣る国として描かれている、と述べた上で、それらハリウッド映画で描かれるステレオタイプを目の当たりにして、西洋による中国イメージの分析だけでなく、中国の視点でハリウッドの影響を受けた中国映画が創り出す中国人イメージをも分析した結果、脱構築すべきなのは、「双方向」の視点で東/西二元対立の考え方を打ち破ることであると結論づけている。

本論文は、さまざまな先行研究、多くの文献、政府刊行物、資料を調査・精査した元にも書かれている。またサイドのオリエンタリズムをはじめミリアム・ハンセンのヴァナキュラー・モダニズム、スチュア

ート・ホール（カルチュラル・スタディーズ）、ファノン（ポストコロニアリズム）など映像分析の基礎となる様々な理論を援用し、豊富な図版を参照しながらアメリカと中国の両映画における中国人のイメージを分析しており、中国人以外の外国人イメージにも応用可能な点で一定の説得力を持っている。

以上のように、緻密な先行研究の調査、アメリカの中国移民の歴史を背景とした中国人イメージ、政治的文脈を加味した上での中国映画の中国人イメージの変化などを克明に分析し、また第五世代の映画の意義などに新しい知見を示しており高く評価できる。

よって本論文は、博士（芸術学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

令和6年1月26日